

第1回富山児童相談所機能強化検討委員会議事概要

1 日時 令和3年6月1日(火)午後3時～5時

2 場所 富山県民会館704会議室

3 出席委員 委員名簿参照

4 議事内容

(1)委員紹介

(2)座長及び副座長の選出

座長に宮田委員を選出

副座長に神川委員を選出

(3)富山児童相談所の機能とその課題及び関係機関との連携のあり方について

<事務局から説明>

(4)委員からの主な発言は以下のとおり

(委員意見)

- ・ 虐待をしている親が虐待されてきたという虐待の連鎖については、周知されてきているところ。虐待を受けてきた親にも、発達障害等のハンディキャップがある場合があり、子どものケアだけではなく親のケアも必要。
- ・ 虐待を受けた子どもにはトラウマケアが必要であり、適切な評価をできる医師が目配りできる体制整備やトラウマについて十分に理解したスタッフがケアに関わる必要がある。
- ・ トラウマケアに際しては、できれば入院治療施設があることが望ましい。児童心理治療施設については、富山県はおろか北陸3県にもないため、そうした施設は必要ではないか。

(委員意見)

- ・ 子どもと親のアセスメントをセットで考える仕組みが重要。
- ・ 今後、子どもの医療体制等を包括的に考えるなら、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターとセットで考えていくことが効率的。
- ・ 虐待を受けた子どもが入院し、心がほぐれていく過程を見てきた。子どもにとって入院又は保護されて安心できる場の確保がとても大事。

(委員意見)

- ・ 最近は官と民の連携による里親委託率の向上を目指し、フォスタリング（＝里親支援）機関を児童相談所に取り込む動きがある。
- ・ 各児童養護施設や乳児院に児童家庭支援センターを置き、そこが地域家庭支援やフォスタリングの一翼を担う体制を構築している都道府県が多い。
- ・ 児童相談所を機能強化するには、児童相談所以外の機関、特に民間機関をいかに強化していくかという視点が重要。

(委員意見)

- ・ 里親の中には、自分が里親であることを知られたくない方もいるため、里親自身がフォスタリングを行うのはなかなか難しい。里親がどこまでフォスタリングに関与できるのかが問題。
- ・ 長年里親委託のない里親会員に対して、門戸を広げて年齢関係なく受託する気持ちがなければ、いつまでたっても受託できないと伝えている。
- ・ フォスタリングについて、里親への周知が十分ではない。行政からもっと分かりやすく周知してほしい。

(委員意見)

- ・ 里親の意欲や能力を高めていくほか、子どもを委託した後の里親に対して関係機関がチームとなって支援していく必要がある。

(委員意見)

- ・ 児童相談所の駐車場が狭い。執務室も非常に狭く職員同士が密になっている。施設の拡充が必要。
- ・ 近年、児童養護施設に入所する子どもは、精神的な疾患を持っていることが多い。一方、富山県には児童精神科医がほとんどおらず、県として増員・育成していく必要があるのではないか。

(委員意見)

- ・ 警察の同行支援などの件数は少ないが、職員が危険を感じる場合もあるのではないか。現場に弁護士や警察官と一緒にいれば心強いのではないか。
- ・ ここ数件、児童養護施設などに措置される子どもは、“特別支援の必要な子どもが増えた”と思う。精神的な障害のある子どもへの対応を重視していく必要がある。
- ・ 相談室への動線や壁紙、照明など相談しやすい環境づくりも大切ではないか。

(委員意見)

- ・ 児童福祉司の増員が行われ、大いに期待する一方、若い職員が増えたことで、経験が不足しており、研修による専門性の向上が必要。
- ・ 子どもが安心して過ごせるよう、一時保護所の環境を整えることが必要。
- ・ 相談や関係機関との連携については、平日休日にかかわらず、迅速に対応することが必要。

(委員意見)

- ・ 子どもの出生から成長にあわせて、母子保健推進員や子育て支援センター、保育園、幼稚園、小学校などの関係機関がICTを利用して、子どもの情報をデータとして蓄積させていってはどうか。
- ・ その中で専門性やリスクの高い事案については、児童相談所がすぐに対応するといったやり方があるのではないか。
- ・ 個人情報の壁などはあるが、データ蓄積のための簡便なアプリを専門家に開発してもらいなどしてICTを通して関係機関から情報を吸い上げながら、適材適所を利用した形で効率的に児童相談所が対応していくという仕組みは他県に例もなく面白いのではないか。

(委員意見)

- ・ 不登校の子を持つ親からの相談については、不登校は問題行動ではないということ、無理に学校へ行かせるのではなく、子どもが安心して過ごせるよう、ゆっくり休める環境を整え、子どもを否定せず受け入れるよう伝えている。
- ・ ひきこもりや不登校、発達障害者の子を持つ親は、どこにも相談できず、孤独感を感じ、孤立することが多いことから、こうした親からの相談に応じ、心のケアを行うことは、児童虐待の予防的支援となる。

(委員意見)

- ・ 市町村が設置を進めている子ども家庭総合支援拠点については、設置しただけでそれまでの体制が大きく変わるわけではない。一時保護を解除して家庭に復帰した子どもの支援などについては、児童相談所と市町村とが伴走型で支援するなど、児童相談所による引き続きのサポートが必要。

(委員意見)

- ・ 児童相談所に関わる子どもは、発達障害であるとか知的障害といった障害を持っている割合が高い。仮に、新たに児童相談所を整備する場合には、そうした発達障害などの支援ができる機能が近くになれば大変いいのではないか。

- ・ 一時保護のアセスメントなどの専門性の高い分野については、市町村のみでの対応は困難であることから、児童相談所によるサポートが必要。

(委員意見)

- ・ 富山市として、児童相談所を設置することはできない。平成31年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、職員を設置前の4名から11名に増やすなど、体制強化に努めてきたが、専門性の確保が課題であり、児童相談所のサポートが多々必要な状況。
- ・ 今後、この委員会における富山児童相談所の機能強化についての検討を踏まえて、富山市として、具体的にどのような協力ができるかを検討し、決定したい。

(委員意見)

- ・ 里親については、これからはショートステイや実親との親子交流ができるなど、多様なあり方が求められる。里親養育の質を高め、子どもに家庭養育を保障していく里親支援機関の仕事を民間が包括的に担い、児童相談所と同じ建物に置くところもある。
- ・ リモートやICTの活用も重要である一方、子どもや家族の暮らしと人生を支えるには対面で接するなど、地道な関わりが不可欠。アウトリーチにより、困難を抜け出す手を差しのべていく。
- ・ 児童相談所だけで全てに対応することはできないため、基礎自治体の力が重要。児童相談所と市町村との役割分担に加え、協働のための関係づくりが必要。
- ・ 児童相談所の設置は相当の負担であり、市民の合意形成が必要との指摘もある。こうした中においても、今後、国では人口50万人を基準とする児童相談所設置基準を示す見込みであり、富山市において児童相談所を設置する方向もゼロではないのではないかと。短期的・長期的両方の視点から考えていく必要がある。
- ・ 児童相談所の職員が増えたのは望ましいが、経験が浅い職員が多く、育成が課題。これらを指導する職員の確保・育成は重要。
- ・ 児童相談所は専門性が高い一方、ともすれば閉鎖的になりがち。市町村や民間機関との人材交流ができるといいのではないかと。

(委員意見)

- ・ 児童相談所の存在を一般の方々にもっと知ってもらう必要がある。教育の場など、子どもが育つ過程で学んでおく必要があるのではないかと。
- ・ 困った状態にある家庭では、親も子ども自己肯定感が下がっている。安全・安心な場所があつてこそ、こうした子どもが安心し、自己実現に向かっていける。子どもや親が変わっていける環境づくりを目指していただきたい。